

# 住 民 監 査 請 求

(手続きの概要版)

御殿場市監査委員事務局

## 内 容

1	「住民監査請求」とは、どういうことですか？	1 ページ
2	どのような場合に、監査請求ができるのですか？	1
3	だれが、どのようにして監査請求をするのですか？	2
4	措置請求書の様式について	3
5	住民監査請求の流れについて	4
6	関係法令等	
	・地方自治法(抜粋) 住民監査請求	5
	・地方自治法施行令(抜粋) 住民による監査請求	6
7	【参考】住民訴訟について	7

### 【お問い合わせ】

御殿場市監査委員事務局 (御殿場市役所本庁舎 5 階)

住 所 〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

電 話 番 号 0550-82-4522

メ ー ル kansa@city.gotemba.shizuoka.jp

## 1 「住民監査請求」とは、どういうことですか？

住民監査請求とは、御殿場市の人が、市長や市の執行機関(各種の委員会や委員)又は市の職員による公金の支出、市の財産の取得や管理、契約の締結などの財務会計上の行為が、違法又は不当であると認めるときなどは、市の監査委員にそのことを証明する書面を添えて必要な措置を講ずるよう請求することができる制度です。

この制度は地方自治法第242条に定められていて、請求により、違法又は不当な行為を防止したり、是正させたり、もしくは怠る事実を是正させたり、また、市の被った損害を補てんさせることによって、市民全体の利益を確保することを目的としています。

## 2 どのような場合に、監査請求ができるのですか？

市長や市の職員等に、以下に掲げる違法または不当な財務会計上の行為や、怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

- (1) 公金(御殿場市の管理に属する現金など)の支出
- (2) 財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- (3) 契約(購入、工事請負など)の締結、履行
- (4) 債務その他の義務の負担(借入れなど)
- (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

※ (1)～(4)については、上記行為が行われることが相当の確実さをもって予測される場合も監査請求を行うことができます。

※ (1)～(4)については、上記行為のあった日または終わった日から1年を経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求を行うことはできません。

### 3 だれが、どのようにして監査請求をするのですか？

- (1) 監査請求は、御殿場市内に住所を有する人が行うことができます。  
(1人でも、複数人でも行うことができます。個人・法人を問いません。)
- (2) 監査請求を行う事柄について、所定の書面(措置請求書)を作成して申し出る  
ことになっています。
- (3) 申し出の際は、違法又は不当とする行為や、怠る事実を証明する書面(事実  
証明書)の添付が必要です。  
(事実証明書は、公文書開示請求を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。)
- (4) 申し出にあたっては、監査委員事務局へ直接持参するか、郵送してください。  
(ファックスや電子メールでの受け付けはできません。)

#### 【郵送先または提出先】

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地 御殿場市監査委員事務局(宛)

電 話 0550-82-4522

場 所 御殿場市役所本庁舎 5階 箱根側

## 4 措置請求書の様式について

措置請求書の様式は、地方自治法施行規則第 13 条に規定されています。

作成にあたっては、関係法令等とともに以下の様式を参考にしてください。

### 御殿場市職員措置請求書

御殿場市長(〇〇委員会もしくは委員または職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨 ※以下の 5 項目を必ず記載してください。

(1) 請求の対象職員

(だれ(請求の対象となる職員)が財務会計上の行為等を行っているか記載してください)

(2) 請求の対象行為等

(いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか記載してください)

(3) 当該行為等の違法性・不当性

(その行為等はどのような理由で、違法又は不当であるのか記載してください)

(4) 市の損害

(その行為等により、市がどのような損害を被っているか記載してください)

(5) 講ずるべき措置

(どのような措置を請求するのか記載してください)

2 請求者

住 所

職 業

氏 名 ( 自 署 ・ 押 印 )

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 年 月 日

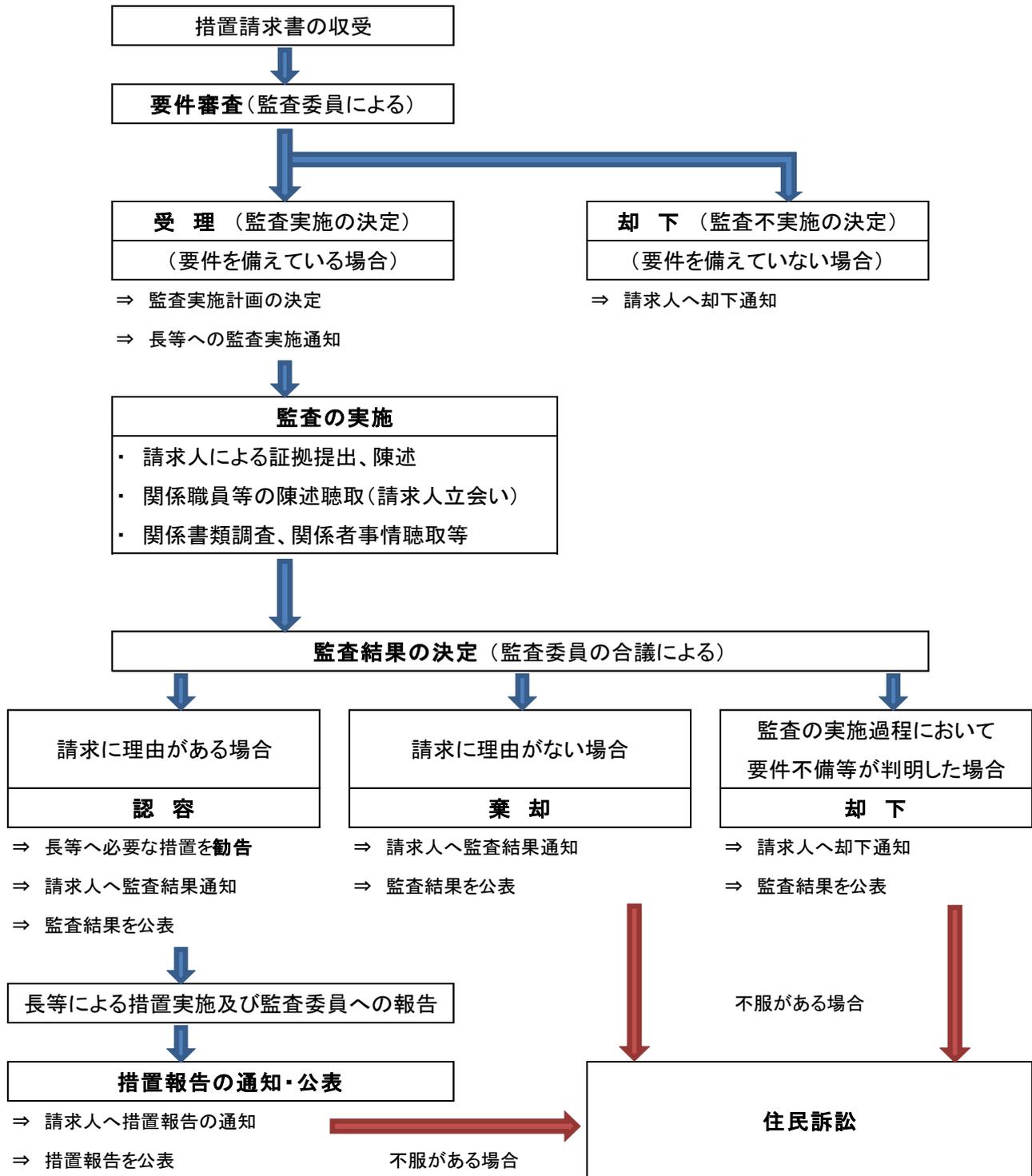
御殿場市監査委員 ( 氏 名 ) あて

※措置請求書は、必要に応じ補正を求める場合があります。

※縦書きでも差し支えありません

## 5 住民監査請求の流れについて

措置請求書が提出された場合の監査等の流れは、以下のとおりです。



## 6 関係法令等

### 地方自治法(抜粋)

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による請求があった場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人(以下本条において「請求人」という。)に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定による請求があった場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議

会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 5 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があった日から60日以内にこれを行わなければならない。
- 6 監査委員は、第4項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 8 第3項の規定による勧告並びに第4項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 第4項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

## 地方自治法施行令(抜粋)

(住民による監査請求)

第172条 地方自治法第242条第1項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもってこれをしなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

## 7 【参考】住民訴訟について

監査委員監査の結果で決定又は勧告に不服がある場合は、請求人に限り住民訴訟を提起することができます。ただし、対象は違法な行為又は怠る事実についてのみで不当行為は除かれます。

また、公金の支出、義務の負担ないしは財産上の損失を伴わない行為は、住民訴訟の対象とはなりません。

住民訴訟を提起する場合の出訴期間は、以下のとおり定められています。

- (1) 監査結果や勧告の内容に不服がある場合  
⇒監査結果または勧告内容の通知があった日から 30 日以内
- (2) 監査委員の勧告を受けた市長等の措置に不服がある場合  
⇒通知があった日から 30 日以内
- (3) 監査委員が監査請求日から 60 日を経過しても監査または勧告を行わない場合  
⇒60 日を経過した日から 30 日以内
- (4) 監査委員の勧告を受けた市長等が必要な措置を講じない場合  
⇒勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内